

新規上場申請のための四半期報告書

(第17期第2四半期)

自2021年3月1日
至2021年5月31日

株式会社GRCS

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	3
第3 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	4
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	4
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	4
(5) 大株主の状況	5
(6) 議決権の状況	5
2 役員の状況	6
第4 経理の状況	7
1 四半期財務諸表	8
(1) 四半期貸借対照表	8
(2) 四半期損益計算書	10
第2 四半期累計期間	10
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	11
2 その他	15
第二部 提出会社の保証会社等の情報	16

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2021年10月14日
【四半期会計期間】	第17期第2四半期（自2021年3月1日 至2021年5月31日）
【会社名】	株式会社GRCS
【英訳名】	GRCS Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐々木 慈和
【本店の所在の場所】	東京都千代田区五番町1番9号
【電話番号】	03(6272)9191
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 田中 郁恵
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区五番町1番9号
【電話番号】	03(6272)9191
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 田中 郁恵

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第17期 第2四半期累計期間	第16期
会計期間	自2020年12月1日 至2021年5月31日	自2019年12月1日 至2020年11月30日
売上高 (千円)	835,696	1,431,849
経常利益 (千円)	57,735	22,476
四半期(当期)純利益 (千円)	66,314	46,396
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	50,000	50,000
発行済株式総数 (株)	1,159,000	1,159,000
純資産額 (千円)	177,180	110,865
総資産額 (千円)	657,096	599,437
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	57.22	40.03
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	27.0	18.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	92,349	△37,313
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△655
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	24,804	14,567
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	371,383	254,214

回次	第17期 第2四半期会計期間
会計期間	自2021年3月1日 至2021年5月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	44.22

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 当社は、第16期第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第16期第2四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態に関する説明

(資産)

当第2四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末に比べ57,658千円増加し657,096千円となりました。増加の主な要因は、長期案件の売掛金を一部回収したことにより売掛金が76,580千円減少し、売掛金の回収及び資金調達等により現金及び預金が117,169千円増加したことによるものであります。

(負債)

当第2四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べ8,656千円減少し479,915千円となりました。減少の主な原因は、資金調達により長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）が24,804千円増加、進行中案件の一部払込みを受けたことにより前受金が19,241千円増加した一方で、消費税の支払いにより未払消費税等が28,047千円、外注費用の支払いにより買掛金が24,809千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産合計は、前事業年度末に比べ66,314千円増加し177,180千円となりました。これは四半期純利益の計上により利益剰余金が66,314千円増加したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は27.0%（前事業年度末18.5%）となりました。

(2) 経営成績に関する説明

当第2四半期累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経済環境が続く中、経済政策等の効果により企業収益の持ち直しが見られたものの、足元では経済の改善に停滞感があります。一方、アメリカやイギリスでは国民のワクチン接種率が高まり、着実に経済の持ち直しが見られております。日本国内でも感染症対策やワクチン接種が優先的に取り組まれており、経済の改善が期待されておりますが、同感染症の再拡大による経済の下振れリスクや金融資本市場の変動等に注意する必要があります。

当社が属するGRC及びセキュリティ業界においては、巧妙で執拗なサイバー攻撃による不正アクセスやマルウェア感染による情報漏洩が多発し、企業を取り巻くリスクはさらに複雑化・多様化する一方です。さらにテレワーク等働き方の変化やDXの進展に伴い、企業だけでなく個人にもリスクの及ぶ範囲は大幅に拡大しています。

このような環境の下、当社はビジネスにおけるルールやリスクに対応するためのテクノロジーとして、2009年より欧米のグローバル企業を中心に広がるITを活用したリスク管理手法「GRC（ガバナンス・リスク・コンプライアンス）」のノウハウを活かしたセキュリティ及び管理ソリューションを提供しております。売上拡大のための専門コンサルタントの確保や組織体制の整備、稼働率のタイムリーな把握等、組織の効率的な運用に努め、併せて、自社プロダクトの販売促進、当社ソリューションの認知度向上に注力し、受注拡大に努めました。

以上の結果、当第2四半期累計期間の経営成績は、売上高835,696千円、営業利益61,347千円、経常利益57,735千円、四半期純利益66,314千円となりました。

なお、当社はGRCソリューション事業の単一セグメントであり、セグメント別の記載を省略しております。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ117,169千円増加し371,383千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は92,349千円となりました。主な収入は、売掛金の回収による売上債権の減少額76,580千円、進行中案件の一部払込みを受けたことによる前受金の増加額19,241千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローはありません。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は24,804千円となりました。要因は、長期借入れによる収入100,000千円、長期借入金の返済による支出75,196千円であります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載した会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

(注) 2021年8月5日開催の臨時株主総会決議により定款変更を行い、発行可能株式総数は4,600,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年5月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,159,000	1,159,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株であります。
計	1,159,000	1,159,000	—	—

(注) 2021年8月5日開催の臨時株主総会決議により定款変更を行い、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2021年3月1日～ 2021年5月31日	—	1,159,000	—	50,000	—	—

(5) 【大株主の状況】

2021年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
合同会社Trojans	東京都千代田区一番町10番8号	450,000	38.83
ニッセイ・キャピタル7号 投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号	190,000	16.39
佐々木 慈和	神奈川県鎌倉市	119,000	10.27
塚本 拓也	千葉県市川市	80,000	6.90
岩手新事業創造ファンド1号 投資事業有限責任組合	岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号	66,000	5.69
板倉 聡	東京都豊島区	60,000	5.18
田中 郁恵	東京都渋谷区	40,000	3.45
ひまわりG4号 投資事業有限責任組合	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番地2	36,000	3.11
イノベーション・エンジン 産業創出投資事業有限責任組合	東京都港区芝二丁目3番12号	25,000	2.16
稲津 暢	東京都大田区	20,000	1.73
計	-	1,086,000	93.70

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,159,000	1,159,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、当社は単元株制度を採用しておりません。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	1,159,000	-	-
総株主の議決権	-	1,159,000	-

(注) 2021年8月5日開催の臨時株主総会決議により定款変更を行い、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において、完全議決権株式(その他)の議決権の数は11,590個、総株主の議決権の数は11,590個となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、第2四半期会計期間（2021年3月1日から2021年5月31日まで）及び第2四半期累計期間（2020年12月1日から2021年5月31日まで）に係る四半期財務諸表について、仰星監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年11月30日)	当第2四半期会計期間 (2021年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	254,214	371,383
売掛金	250,459	173,878
仕掛品	6,451	1,148
前渡金	16,802	40,969
前払費用	8,819	5,695
未収還付法人税等	2,974	—
その他	785	323
流動資産合計	540,507	593,399
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	4,806	4,471
工具、器具及び備品（純額）	680	603
有形固定資産合計	5,486	5,075
無形固定資産		
ソフトウェア	12,500	9,592
無形固定資産合計	12,500	9,592
投資その他の資産		
長期前払費用	3,608	3,344
繰延税金資産	23,641	31,991
差入保証金	13,692	13,692
投資その他の資産合計	40,942	49,028
固定資産合計	58,930	63,696
資産合計	599,437	657,096

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年11月30日)	当第2四半期会計期間 (2021年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	61,143	36,334
1年内返済予定の長期借入金	70,620	69,000
未払費用	97,324	97,299
未払法人税等	—	100
未払消費税等	53,744	25,696
前受金	40,310	59,551
預り金	5,097	5,177
流動負債合計	328,240	293,159
固定負債		
長期借入金	156,641	183,065
資産除去債務	3,690	3,691
固定負債合計	160,331	186,756
負債合計	488,572	479,915
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	14,469	14,469
利益剰余金	46,396	112,711
株主資本合計	110,865	177,180
純資産合計	110,865	177,180
負債純資産合計	599,437	657,096

(2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2020年12月1日 至 2021年5月31日)
売上高	835,696
売上原価	620,835
売上総利益	214,860
販売費及び一般管理費	※ 153,513
営業利益	61,347
営業外収益	
受取利息	1
受取手数料	200
その他	37
営業外収益合計	238
営業外費用	
支払利息	1,948
為替差損	1,637
その他	264
営業外費用合計	3,849
経常利益	57,735
税引前四半期純利益	57,735
法人税、住民税及び事業税	△229
法人税等調整額	△8,349
法人税等合計	△8,579
四半期純利益	66,314

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間
(自 2020年12月1日
至 2021年5月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	57,735
減価償却費	3,319
受取利息	△1
支払利息	1,948
為替差損益 (△は益)	△15
売上債権の増減額 (△は増加)	76,580
たな卸資産の増減額 (△は増加)	5,302
仕入債務の増減額 (△は減少)	△24,809
前渡金の増減額 (△は増加)	△24,166
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△28,047
前受金の増減額 (△は減少)	19,241
未払費用の増減額 (△は減少)	△19
その他の資産の増減額 (△は増加)	7,367
その他の負債の増減額 (△は減少)	81
小計	94,516
利息の受取額	1
利息の支払額	△1,968
法人税等の支払額	△200
営業活動によるキャッシュ・フロー	92,349
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	100,000
長期借入金の返済による支出	△75,196
財務活動によるキャッシュ・フロー	24,804
現金及び現金同等物に係る換算差額	15
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	117,169
現金及び現金同等物の期首残高	254,214
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 371,383

【注記事項】

(追加情報)

(会計上の見積りに対する新型コロナウイルス感染症の影響)

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の「（追加情報）（会計上の見積りに対する新型コロナウイルス感染症の影響）」に記載した新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定について、重要な変更はありません。

なお、この仮定は不確実性が高く、今後の感染症拡大状況により経済活動の制限等を受けた場合は、当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2020年12月1日 至 2021年5月31日)
役員報酬	24,900千円
給料及び手当	52,194
支払手数料	17,053

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2020年12月1日 至 2021年5月31日)
現金及び預金勘定	371,383千円
現金及び現金同等物	371,383

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間（自 2020年12月1日 至 2021年5月31日）

当社はGRCソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自2020年12月1日 至2021年5月31日)
1株当たり四半期純利益	57円22銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益（千円）	66,314
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る四半期純利益（千円）	66,314
普通株式の期中平均株式数（株）	1,159,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第2回新株予約権 新株予約権の数 35,800個 (普通株式 35,800株)

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(重要な後発事象)

1. 第3回新株予約権の発行

当社は、2021年7月9日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づき、時価発行新株予約権信託の受託者であるコタエル信託株式会社に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

新株予約権の割当日	2021年7月16日
新株予約権の数	63,500個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	63,500株
新株予約権の発行総額	317,500円(1個当たり5円)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,000円
新株予約権の行使期間	自 2023年3月1日 至 2031年7月15日
新株予約権の行使により新株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,000円 資本組入額 1,000円
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の割当対象者及び割当個数	受託者コタエル信託株式会社 63,500個(注2)

(注) 1. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、2022年11月期から2026年11月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された経常利益が、以下の各号に定める水準を超過した場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定められている割合(以下、「行使可能割合」という。)を上限として、本新株予約権を行使することができる。

(a) 経常利益が300百万円を超過した場合：行使可能割合50%

(b) 経常利益が500百万円を超過した場合：行使可能割合80%

(c) 経常利益が1,000百万円を超過した場合：行使可能割合100%

なお、上記における経常利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該事由が発生した日以降残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。

(a) 1,740円(ただし、株式分割等の事由が生じた場合には適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。)

(b) 1,740円(ただし、株式分割等の事由が生じた場合には適切に調整されるものとする)を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1,740円(ただし、株式分割等の事由が生じた場合には適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が1,740円（ただし、株式分割等の事由が生じた場合には適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

(3) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役、もしくは従業員または顧問もしくは業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

2. 単元株制度の採用

当社は、2021年8月5日開催の臨時株主総会において、定款の一部を変更し、単元株制度を採用することを決議いたしました。単元株制度の採用により、普通株式の単元株式数を100株としております。

3. 発行可能株式総数の変更

当社は、2021年8月5日開催の臨時株主総会において、定款の一部を変更し、発行可能株式総数を変更することを決議いたしました。当該変更により、発行可能株式総数を、上限となる発行済株式数の4倍以内である4,600,000株としております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

株式会社GRCS
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所
指定社員
業務執行社員

公認会計士

神山俊一

指定社員
業務執行社員

公認会計士

原伸夫

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社GRCSの2020年12月1日から2021年11月30日までの第17期事業年度の第2四半期会計期間(2021年3月1日から2021年5月31日まで)及び第2四半期累計期間(2020年12月1日から2021年5月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社GRCSの2021年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の

四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上